

離島等供給約款 【特別高压用】

令和7年4月1日実施



沖縄電力株式会社

沖電送送企発第 13 号

令和 7 年 3 月 14 日

届 出

離島等供給約款〔特別高压用〕

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	離島等供給約款の届出および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	そ の 他	4
II	契約の申込み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	6
8	需 要 場 所	6
9	需給契約の単位	7
10	供 給 の 開 始	7
11	供 給 の 単 位	7
12	承 諾 の 限 界	7
13	需給契約書の作成	8
III	契約種別および料金	9
14	契 約 種 別	9
15	特別高压電力A	9
16	特別高压電力B	12
17	特別高压臨時電力	15
18	特別高压自家発補給電力	17
19	特別高压予備電力	27
20	特別高压季節別時間帯別電力	29
IV	料金の算定および支払い	37
21	料金の適用開始の時期	37
22	検 針 日	37
23	料金の算定期間	37

24	使用電力量等の計量	38
25	料金の算定	39
26	日割計算	40
27	料金の支払義務および支払期日	40
28	料金その他の支払方法	41
29	延滞利息	42
30	保証金	43
V	使用および供給	44
31	適正契約の保持	44
32	契約超過金	44
33	力率の保持	44
34	需要場所への立入りによる業務の実施	45
35	電気の使用にともなうお客さまの協力	46
36	供給の停止	46
37	供給停止の解除	48
38	供給停止期間中の料金	48
39	違約金	48
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	49
41	損害賠償の免責	49
42	設備の賠償	49
VI	契約の変更および終了	51
43	需給契約の変更	51
44	名義の変更	51
45	需給契約の廃止	51
46	需給開始後の需給契約の廃止または変更にとともなう料金の精算	52
47	需給開始後の需給契約の廃止または変更にとともなう工事費の精算	53
48	解約等	56
49	需給契約消滅後の債権債務関係	56
VII	供給方法、工事および工事費の負担	57
50	供給方法、工事および施設	57
51	工事費負担金等の申受けおよび精算	57
52	工事費等に関する契約書の作成	58

Ⅷ	保	安	・ ・ ・ ・ ・	59
53	保安の責任	・ ・ ・ ・ ・	59	
54	保安等に対するお客さまの協力	・ ・ ・ ・ ・	59	
附	則	・ ・ ・ ・ ・	61	
別	表	・ ・ ・ ・ ・	64	

I 総 則

1 適 用

(1) 当社が、特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款〔特別高圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。

(2) この離島約款は、次の離島に適用いたします。

沖縄県：粟国島，渡名喜島，久米島，奥武島，オーハ島，北大東島，南大東島，宮古島，池間島，大神島，来間島，伊良部島，下地島，多良間島，水納島，石垣島，竹富島，西表島，鳩間島，由布島，小浜島，黒島，新城島（上地），新城島（下地），波照間島，与那国島

2 離島等供給約款の届出および変更

(1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款〔特別高圧用〕によります。

3 定 義

次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 特 別 高 圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(2) 電 灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小 型 機 器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(6) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(7) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(8) 最大需要電力

需要電力の最大値であって、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(9) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(10) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(11) ピーク時間

夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。ただし、別表 2（特定日）に定める日の該当する時間は除きます。

(12) 昼 間 時 間

毎日午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表 2（特定日）に定める日の該当する時間は除きます。

(13) 夜 間 時 間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(15) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(16) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 そ の 他

この離島約款の実施上必要な細目的事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，負荷設備，受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ 当社または当該配電事業者が発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。

ハ 当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。

ニ 当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。

- (3) 契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最

大の負荷を確認するために、必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、特別高圧予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (6) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、特別高圧自家発補給電力の申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、特別高圧臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 特別高圧臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによります。

9 需給契約の単位

当社は、1 需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

特別高圧臨時電力、特別高圧自家発補給電力のうちの1契約種別、特別高圧予備電力

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、用地事情ならびに料金、この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

この場合は，その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

当社は，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は，次のとおりといたします。

契 約 種 別	特 別 高 圧 電 力 A	
	特 別 高 圧 電 力 B	
	特 別 高 圧 臨 時 電 力	
	特 別 高 圧 自 家 発 補 給 電 力	A
		B
	特 別 高 圧 予 備 電 力	
	特 別 高 圧 季 節 別 時 間 帯 別 電 力	A
		B

15 特別高圧電力A

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は，特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

なお，供給電圧は，お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Aとあわせて電気の供給を受ける場合は，特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業

者の供給設備の状況等により決定いたします。

(3) 契 約 電 力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めま
す。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力が
てい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 特別高圧自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自
家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、そ
の1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大
需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Aのその1月の最大需
要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Aの供
給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか
大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー
発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進
賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割
引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものと
いたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによ
って算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める
基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによ
って算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料
費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料
費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃
料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたもの
とし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによ
って算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサ
ービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、
別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによ

て算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,869円49銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,858円49銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	32円33銭	30円92銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	32円09銭	30円70銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 9 時から午後 11 時までの時間

において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

16 特別高圧電力B

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Bとあわせて電気の供給を受ける場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認め

られるときは、需給開始の日から１年間については、契約電力が
い増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

- ロ 特別高圧自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは、原則として、その１月の特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の特別高圧自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その１月の最大需要電力とみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,039円99銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,973円99銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	29円73銭	28円54銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	29円48銭	28円32銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回

る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増いたします。

(5) そ の 他

発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

17 特別高圧臨時電力

(1) 適 用 範 囲

契約使用期間が 1 年未満の需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

イ 特別高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット以上であるもの。

ロ 特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット以上であるもの。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、特別高圧電力 A または特別高圧電力 B の場合に準じて定めます。

(3) 料 金

イ 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ロによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費

調整) (1) ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 3 (燃料費調整) (1) ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

特別高圧電力 A または特別高圧電力 B の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、特別高圧電力 A または特別高圧電力 B の該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a (1) イに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	35円70銭	34円27銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	35円40銭	34円01銭

b (1)ロに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につ き	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	38円81銭	37円12銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	38円52銭	36円86銭

ロ 力率割引および割増しは、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bに準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当社または当該配電事業者は、供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、特別高圧臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

18 特別高圧自家発補給電力

(1) 特別高圧自家発補給電力A

イ 適 用 範 囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ 契 約 電 力

(イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
この場合、契約電力は、原則として、1 台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

a 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調

整) (1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 3 (燃料費調整) (1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 4 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(1) 基本料金

基本料金は、特別高圧電力Aの該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものといいたします。）の 10 パーセントを割増ししたものの 30 パーセントといいたします。また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 に つ き	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	35円54銭	33円99銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	35円27銭	33円74銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 に つ き	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	44円36銭	42円42銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	44円03銭	42円12銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Aに準ずるものといたします。

ニ 特別高圧自家発補給電力Aの使用

お客さまが特別高圧自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ホ 特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Aと同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aを使用されたときは、その1月の30分最大需要電力計の値が特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Aの契約電力と特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Aの超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 超過の原因が明らかでない場合は、特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Aと特別高圧自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

へ 特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Aと同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に特別高圧自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

a 特別高圧電力Aのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

(a) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Aの平均電力

(b) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における特別高圧電力Aの平均電力

(c) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における特別高圧電力Aの平均電力

b 特別高圧季節別時間帯別電力Aのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

(a) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電

力

(b) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力

(c) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力

(d) 特別高圧自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

(h) 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Aの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト その他

(i) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

(j) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(k) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Aに準ずるものといたします。

(2) 特別高圧自家発補給電力B

イ 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火

力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、特別高圧電力 B の該当料金の 10 パーセントを割増

ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものといいたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといいたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で按分してえた値をそれぞれの使用電力量といいたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 に つ き	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	32円68銭	31円37銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	32円40銭	31円13銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 に つ き	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	40円79銭	39円16銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	40円44銭	38円85銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Bに準ずるものといいた

します。

ニ 特別高圧自家発補給電力 B の使用

お客さまが特別高圧自家発補給電力 B を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ホ 特別高圧電力 B または特別高圧季節別時間帯別電力 B と同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧電力 B または特別高圧季節別時間帯別電力 B と同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力 B を使用されたときは、その 1 月の 30 分最大需要電力計の値が特別高圧電力 B または特別高圧季節別時間帯別電力 B の契約電力と特別高圧自家発補給電力 B の契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその 1 月の最大需要電力とみなします。

(イ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力 B の超過であることが明らかなる場合は、その需要電力の最大値をその 1 月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 超過の原因が明らかでない場合は、特別高圧電力 B または特別高圧季節別時間帯別電力 B と特別高圧自家発補給電力 B との契約電力の比であん分してえた値をその 1 月の最大需要電力とみなします。

ヘ 特別高圧電力 B または特別高圧季節別時間帯別電力 B と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力 B の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に特別高圧自家発補給電力 B の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

a 特別高圧電力 B のお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ

め負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

- (a) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Bの平均電力
- (b) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3月間における特別高圧電力Bの平均電力
- (c) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3日間における特別高圧電力Bの平均電力

b 特別高圧季節別時間帯別電力Bのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

- (a) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力
- (b) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3月間における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力
- (c) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3日間における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力
- (d) 特別高圧自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量といたします。

(h) 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として特別高

圧自家発補給電力Bの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト その他

- (イ) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

- (ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

19 特別高圧予備電力

(1) 適用範囲

特別高圧電力A、特別高圧電力B、特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときに契約電力は、特別高圧予備

電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のもの）の 5 パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のもの）の 10 パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で

修正したものといたします。この場合の損失率は、3パーセントといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は、3パーセントといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、特別高圧予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力A、特別高圧電力B、特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Bに準ずるものといたします。

20 特別高圧季節別時間帯別電力

(1) 特別高圧季節別時間帯別電力A

イ 適用範囲

15（特別高圧電力A）(1)に該当する需要で、お客さまがこの契約種別の適用を希望され、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。ただし、特別高圧季節別時間帯別電力Aから特別高圧電力Aに変更された後1年に満たないお客さまについては、特別高圧季節別時間帯別電力Aを適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 20,000 ボルトまたは 60,000 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力 A とあわせて電気の供給を受ける場合は、特別高圧自家発補給電力 A の契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。

ハ 契 約 電 力

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から 1 年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 特別高圧自家発補給電力 A と同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力 A によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の特別高圧自家発補給電力 A の供給時間中における 30 分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力 A のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の特別高圧自家発補給電力 A の供給時間以外の時間における 30 分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ホによ

って算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表３（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表３（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表３（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表４（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(ロ) 電力量料金

a ピーク時間

1 キロワット 時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける 場合	38円05銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける 場合	37円72銭

b 昼 間 時 間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 に つ き	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	34円40銭	33円25銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	34円13銭	32円99銭

c 夜 間 時 間

1 キロワット 時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける 場合	27円98銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける 場合	27円77銭

(ハ) 力率割引および割増し

- a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ そ の 他

(イ) 契約期間満了に先だって、原則として特別高圧電力Aに需給契約を変更することはできません。

(ロ) その他の事項については、特別高圧電力Aにかかわる規定を準用するものといたします。

(2) 特別高圧季節別時間帯別電力B

イ 適 用 範 囲

16（特別高圧電力B）(1)に該当する需要で、お客さまがこの契約種別の適用を希望され、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。ただし、特別高圧季節別時間帯別電力Bから特別高圧電力Bに変更された後1年に満たないお客さまについては、特別高圧季節別時間帯別電力Bを適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Bとあわせて電気の供給を受ける場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。

ハ 契 約 電 力

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 特別高圧自家発補給電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中における30分

最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,039円99銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,973円99銭

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロワット 時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	32円94銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	32円63銭

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	30円13銭	29円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	29円88銭	28円77銭

c 夜間時間

1 キロワット 時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	27円98銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	27円77銭

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時

間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

- b 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ そ の 他

- (イ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。
- (ロ) 契約期間満了に先だって，原則として特別高圧電力Bに需給契約を変更することはできません。
- (ハ) その他の事項については，特別高圧電力Bにかかわる規定を準用するものといたします。

IV 料金の算定および支払い

21 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

22 検 針 日

検針日は、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日といたします。

なお、検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者が毎月一定の日を基準として定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

23 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

24 使用電力量等の計量

(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、(7)および(8)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(7)および(8)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

(3) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。

(4) 特別高圧季節別時間帯別電力Aおよび特別高圧季節別時間帯別電

力Bについては、使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。

(5) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(6) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(7) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、(8)の場合を除き、次によります。

イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(8) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

25 料 金 の 算 定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 23(料金の算定期間)(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

ニ 23(料金の算定期間)(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5

日を上回り，または下回るとき。

- (2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

26 日 割 計 算

- (1) 当社は，25（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は，別表 5（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 5（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 5（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

ニ イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

- (2) 25（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，25（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

- (3) 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

27 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ 検針日といたします。ただし，24（使用電力量等の計量）(8)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，特別

の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

28 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客様が料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権

回収会社等」 といいます。) が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといえます。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 特別高圧臨時電力については、当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金は、特別の理由がない限り、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金について利息を付しません。

29 延 滞 利 息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。) から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。) を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

30 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。

- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

31 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

32 契約超過金

(1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

33 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。また、お客さまの負担で適当な調整装置を需要

場所に施設していただくことがあります。

- (3) 当社または当該配電事業者は、技術上必要がある場合には、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合の当該需給地点の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 54（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 36（供給の停止）、45（需給契約の廃止）(1)または48（解約等）により必要な処置
- (6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令に定める技術基準、その他の法令等にしたが、い、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

36 供給の停止

(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求

めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合

ハ 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ニ 料金以外の債務を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 特別高圧電力Bもしくは特別高圧季節別時間帯別電力Bの場合、特別高圧臨時電力もしくは特別高圧自家発補給電力Bで特別高圧電力Bに準ずる場合または特別高圧予備電力で特別高圧電力Bもしくは特別高圧季節別時間帯別電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ニ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で、当社がその改善を求めても、31（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけないときには、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社または当社

の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- (6) (1)から(5)によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該配電事業者は、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を26（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

39 違 約 金

- (1) お客さまが36（供給の停止）(3)ロもしくはハまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定

した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

なお、当社は、この場合の料金の減額は行ないません。

41 損害賠償の免責

- (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

42 設 備 の 賠 償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修 理 費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者

の電気工作物, 電気機器その他の設備を損傷し, または亡失したことにより, 当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は, 当社は, その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ 契約の変更および終了

43 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

44 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

45 需給契約の廃止

- (1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

- (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了

させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

46 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金の精算

お客さま（特別高圧臨時電力のお客さまを除きます。）が、新たに当社との需給契約を開始され、または契約電力を増加された後1年に満たないで、需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 需給開始日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合には、需給開始日から需給契約の消滅日の前日までの期間について、さかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から特別高圧臨時電力として算定した料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
- (2) 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合（(1)の場合を除きます。）には、契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（特別高圧季節別時間帯別電力Aおよび特別高圧季節別時間帯別電力Bの場合は、各時間帯別の使用電力量といたします。）について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

- (3) 需給開始日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合には、需給開始日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分に

つきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（特別高圧季節別時間帯別電力Aおよび特別高圧季節別時間帯別電力Bの場合は、各時間帯別の使用電力量といたします。）について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

- (4) 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合（(3)の場合を除きます。）には、契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（特別高圧季節別時間帯別電力Aおよび特別高圧季節別時間帯別電力Bの場合は、各時間帯別の使用電力量といたします。）について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算

- (1) お客さま（特別高圧臨時電力のお客さまを除きます。）が、新たに当社との需給契約を開始され、または契約電力を増加された後1年に満たないで、需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次

により工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。また、需給開始または契約電力の増加にともない当社または当該配電事業者が新たに供給設備を施設しなかった場合は、工事費を精算いたしません。

イ 需給開始にともない新たに施設した供給設備の利用開始後、1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合には、新たに施設した供給設備について、次の金額を精算いたします。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

ロ 契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後、1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合（イの場合を除きます。）には、新たに施設した供給設備について、次の金額を精算いたします。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

ハ 需給開始にともない新たに施設した供給設備の利用開始後、1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合には、新たに施設した供給設備について、(イ)および(ロ)の金額を精算いたします。ただし、減少にともない供給電圧を変更する場合は、(ロ)および(ハ)の金額を精算いたします。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより工事費として算定される金額から減少後の契約電力を新たに設定された契約電力とみなして当社負担額として算定される金額を差し引いた金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

(ハ) 需給開始にともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と需給開始にともない既に申し受けた工事費負担金との差額

ニ 契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後、1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合（ハの場合を除きます。）には、次の金額を精算いたします。

(イ) 減少後の契約電力が増加前の契約電力を上回る場合

a 新たに施設した供給設備について、当社の託送約款等に定めるところにより工事費として算定される金額から減少後において増加前の契約電力を上回る契約電力分を増加された契約電力とみなして当社負担額として算定される金額を差し引いた金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

(ロ) 減少後の契約電力が増加前の契約電力を上回らない場合

a および b の金額といたします。ただし、減少にともない供給電圧を変更する場合は、b および c の金額といたします。

a 新たに施設した供給設備について、当社の託送約款等に定めるところにより工事費として算定される金額から既に申し受けた工事費負担金との差額

b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

c 契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額

ホ 需給開始または契約電力の増加にともない新たに施設した供給設

備の利用開始後、1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合で、需給契約の消滅後も引き続き当該供給設備を利用され、工事費負担金について契約電力の減少と同じような結果とみなされるときは、ハまたはニに準じて算定した差額を精算いたします。

- (2) (1)イまたはロのお客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。ただし、当社との需給契約の消滅日以降に、利用されてからの期間が1年以上とならないことが明らかになった場合には、それが明らかになった日に、(1)イまたはロに準じて算定した差額を精算いたします。

48 解 約 等

- (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。
- なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、45（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によって消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担

50 供給方法，工事および施設

- (1) 電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

51 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。

- イ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成后、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものいたします。
- ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消または変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

52 工事費等に関する契約書の作成

当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。

VIII 保 安

53 保 安 の 責 任

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

54 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

- (3) 当社または当該配電事業者は、必要に応じて、供給開始に先立ち、

受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

附 則

附 則

1 この離島約款の実施期日

この離島約款は、令和7年4月1日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量および最大需要電力は、24（使用電力量等の計量）(5)の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

3 災害救助法が適用された場合等の特別措置

令和7年4月1日以降にこの離島約款の適用地域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、この離島約款の適用地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて災証明書提示を求める等の措置を講ずることがあります。

- (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、27（料金

の支払義務および支払期日) (3)にかかわらず、それぞれ1月延期いたします。

- (2) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ 特別高圧電力A，特別高圧電力B，特別高圧季節別時間帯別電力の場合

(イ) 割 引 の 対 象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、25（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割 引 率

(ハ)に定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 割 引 日 数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

ロ イ以外の場合

イに準じて割引を行います。

- (3) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止された後、新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、51(工事費負担金等の申受けおよび精算)(1)にかかわらず、その工事費負担金を申し受けません。

イ 需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。

ロ 契約電力が、災害により被害を受けたときの需給契約の契約電力をこえないこと。

- (4) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、同一の需要場所にお

いて、特別高圧臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれたときは、51（工事費負担金等の申受けおよび精算）（1）にかかわらず、その臨時工事費を申し受けません。

(5) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、15（特別高圧電力A）（4）、16（特別高圧電力B）（4）、17（特別高圧臨時電力）（3）、18（特別高圧自家発補給電力）（1）ハおよび（2）ハ、19（特別高圧予備電力）（3）、20（特別高圧季節別時間帯別電力）（1）ニおよび（2）ニにかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

(6) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なった場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは、51（工事費負担金等の申受けおよび精算）（1）にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、特別高圧予備電力の場合、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

2 特 定 日

この離島約款において、特定日とは、次の日をいいます。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日

3 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの基準燃料価格は、81,500円といたします。

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る

場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る
場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

二 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、
(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。

この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	25銭7厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ハによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五

入いたします。

ロ 離島基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300 円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000 円といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\begin{array}{lcl} \text{離島ユニ} & & (2) \text{の離島} \\ \text{バーサル} & = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) & \text{基準単価} \\ \text{サービス} & \times & \hline \text{調整単価} & & 1,000 \end{array}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\begin{array}{lcl} \text{離島ユニ} & & (2) \text{の離} \\ \text{バーサル} & = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times & \text{島} \\ \text{サービス} & & \text{基準単価} \\ \text{調整単価} & & \hline & & 1,000 \end{array}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

$$\begin{array}{l} \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離

島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

ヘ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	2銭6厘
------------	------

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

5 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、25（料金の算定）(1)ハまたは二に該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 25（料金の算定）(1)イ、ハまたは二の場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 25 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、特別高圧電力Aおよび特別高圧電力Bのお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 25 (料金の算定) (1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 25 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 23 (料金の算定期間) (2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう

暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。



沖縄電力